

2月16日(木)から3月15日(木)まで

申告相談はお早目に!

確定申告の季節です

所得税と町県民税の申告受付が、2月16日(木)から3月15日(木)まで行われます。

この期間中、佐原税務署と町で申告相談を受け付けます。

また、2月26日(日)と3月4日(日)は、町による休日相談を行います。

平日は仕事などで相談に行けないという方は、この日をご利用ください。

なお、休日相談日は、電話での相談はできませんので、ご注意願います。

震災被害による雑損控除のある方は、申告期間にかかわらず、お早めにご相談をお願いします。



所得税

◆確定申告が必要な人

- ① 農業や自営業をしていたり、アパートや土地を貸したりして収入を得ている人、土地や建物などを売った人で、合計所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引き、それに基づいて計算した税額から配当控除額を差し引き、なお残額がある人。
- ② 給与所得者で、平成23年中の収入金額が2,000万円を超える人。
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える人。
- ④ 2力以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人。

◆確定申告すると所得税が戻る人

所得税の年税額と、すでに源泉徴収や予定納税で納めた税金の差額が、確定申告をすると戻ってくる人がいます。特に次の項目に該当する人は、注意してください。

- ① 源泉徴収された配当所得や講演料などの雑所得が少額で、その他の所得も多くない人。
- ② 給与所得者で、医療費控除や雑損控除、寄付金控除を受けられる人。
- ③ 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
- ④ 予定納税した人で、確定申告する必要がなくなった人。

町県民税

◆申告する必要がある人

所得税の確定申告の必要がない人でも、平成23年中に何らかの収入があった人や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になつていない人は、町県民税の申告をしてください。扶養になつていないかどうかは、必ず源泉徴収票などで確認してください。

平成23年に町県民税の申告をした人や、平成23年中に転入して現在も多古町に住んでいる人、新たに23歳になった人には、町県民税の申告書を送付します。

◆申告をしなくてもよい人

- ① 給与所得のみで、お勤め先から町へ「給与支払報告書」が提出されている人。
- ② 収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になつている人。

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、保育所の保育料が決められなかったりするほか、所得証明などの各種証明が発行できないということになります。

申告相談は2月16日(木)から

日時 ● 2月16日(木)～3月15日(木)
(土・日は除く。ただし、2月26日(日)と3月4日(日)は休日相談を実施)
午前9時～正午、午後1時～5時
(受け付けは午後4時まで)

会場 ● 役場2階 第4会議室
(提出のみの場合は、1階の税務課へ)
お越しください。

【申告に必要なもの】

所得の種類や申告の内容によって、必要となる書類が異なります。

- 印鑑
- 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
- 給与や年金の源泉徴収票(コピーは不可)
※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
- 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入や経費が分かるもの
- 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類

【受付方法】

会場入口にある『受付簿』に名前を記入してお待ちください。
受付順に名前をお呼びします。相談人数は午前30～35人、午後40～50人が目安です。混雑の状況によっては、途中で受け付けを終了することもありますので、ご了承ください。



注意

- 医療費や事業経費などの金額は、必ず事前に計算しておいてください。
- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署で申告してください。(申告書の提出のみ、町でも受け付けます。)

★申告についてのお問い合わせ★

- 多古町役場税務課 ☎76-5402
- 佐原税務署 ☎0478-54-1331



扶養控除の主な改正

- ① 16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
- ② 16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除が特定扶養控除から一般の扶養控除になりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満となりました。
- ③ 扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除額に35万円加算する措置に代えて、同居特別障害者の障害者控除額が75万円(町県民税は53万円)となりました。

◎改正の注意点

扶養控除の適用がない16歳未満の年少者でも、町県民税の非課税判定の扶養人数として必要となりますので、申告の際は「16歳未満の扶養親族」欄に氏名などを記入してください。また、障害者を扶養している場合は、扶養控除額は0円ですが障害者控除には該当します。

e-Tax [イータックス]をご利用ください

インターネットを利用して期限内に申告すると、最高4,000円の控除を受けることができます。なお、平成22年分以前の確定申告で、この控除を受けた方は対象外です。

詳しい内容については、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

